

ポーランドの交通標識

都市部では、平日の交通量が多く、朝夕は交通渋滞が発生します。EUの支援を受けて道路整備が進められていますが、東部をはじめ各地方で依然として道路状況が悪い所もあり、路面にはわだちや凹凸が目立ちます。運転・歩行者のマナーともよくありませんので、急ブレーキ、急な車線変更、歩行者の飛び出しなどに十分注意して運転してください。また、冬季は路面の凍結にも注意が必要です。

交通法規で特に留意すべきもの

- ・ 速度制限は場所によって異なり、基本的に市街地50キロ、郊外90キロ、郊外で上下2車線ずつの道路110キロ、高速道路130キロ
- ・ 免許証、自動車登録証、強制保険証を常時携帯
- ・ 停止表示板(三角板)、消火器は法定車載品。
- ・ 信号や優先道路標識がない交差点では前方右方向から来る車に優先権(右方優先)
- ・ ロータリーではロータリー内の車が優先
- ・ 信号下に緑の矢印が点灯中は、赤信号でも歩行者に注意して右折可能
- ・ シートベルト、チャイルドシートの着用義務。携帯電話を使用すると罰金
- ・ 年中24時間の点灯
- ・ 飲酒運転の厳罰化が進んでおり、初犯でも免許取消しになるおそれがある

1. 規制標識

主なものを抜粋してあります。

通行止め



車両進入禁止
(日本と同じです)



歩行者進入禁止



自転車
進入禁止
(日本と同じです)



エンジン付き車両
(自動車・バイク・
原付)進入禁止



最大幅制限
(日本と同じです)



最大地上高制限
(日本と同じです)



止まれ



左折禁止
(日本と似ています)



Uターン禁止



追い越し
禁止



反対車線の車両
に優先権



料金所につき 止まれ		速度制限 (日本と似ています)		駐車禁止 (日本と同じです)	
駐停車禁止 (日本と同じです)		奇数日駐車禁止		偶数日駐車禁止	
制限駐車地帯		禁止の終わり		駐車禁止地帯 の終わり	
指定方向外 進行禁止				ほかにもあります。	
最低速度		自転車専用		歩行者専用 (日本と似ています)	
雪道用チェーン		自転車及び 歩行者専用 (歩行者優先)		自転車及び 歩行者専用 (自転車 が 右側路線)	

2. 警戒標識

主なものを抜粋してあります。

右方向 屈曲(カーブ)あり		右背向 屈曲(カーブ)あり		交差点あり	
優先道路 (日本と似ています)		ロータリーあり (日本と似ています)		踏切 (遮断機なし)	
踏切 (遮断機あり)		凸凹あり		幅員減少 (日本と似ています)	

工事中 (日本と似ています) 	スリップ注意 (日本と似ています) 	子供に注意 (日本と似ています) 
家畜に注意 	野生動物に注意 (日本と同じです) 	横風注意 (日本と同じです) 
トラムに注意 	下り急こう配あり 	上り急こう配あり 
自転車注意 	落石注意 (日本と似ています) 	岸壁・川岸 
砂利道注意 	信号あり 	その他の危険 (日本と同じです) 
路肩注意 	凍結注意 	優先道路あり (自分が優先道路を 走行中という意味 ではありません。) 

3. 案内標識

主なものを抜粋してあります。

一方通行の道路 	この道路に優先権 あり 	横断歩道 (日本と似ています。 “自転車横断帯”という 標識もあります) 
高速道路 	バス専用車線 	バス停あり 
トラム駅あり 	駐車場 	タクシー乗り場 

病院		警察		ガソリンスタンド	
電話		トイレ		郵便局	
ホテル		交通情報 ラジオ放送あり		トンネル	
人家あり		市街地		市街地の終わり	
駐車可					

〈緊急時の連絡先〉

ポーランドの公的機関

警 察：997（携帯電話からかける場合は112）

救 急 車：999

消 防：998

〈本件に関する問い合わせ〉

在ポーランド日本国大使館・領事部

住 所：ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa

（ウリツァ シュヴォレジェルフ オシエム）

TEL：+48-22-696-5000（代表）

+48-22-696-5005（領事部）

FAX：+48-22-696-5006

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

開館時間：午前8時30分から午後5時

領事窓口：午前9時から午後0時30分，午後1時30分から午後5時

- 夜間や休館日に緊急の御用件がある場合は上記代表番号に架電ください。緊急連絡サービスに自動転送されます。

